

安全性評価事業認定促進助成事業について

安全性優良事業所の認定を受けた会員事業所に対し、Gマークステッカーを助成（交付）します。
助成を希望する場合は、**認定後**に交付申請が必要です。

助成対象	2025年度の安全性評価事業において、認定（新規、更新）を受けた会員事業所
申請期間	認定公表から2週間以内（申請書提出期限）
助成金額	当該事業所の配置車両数を上限に車両貼付用のステッカーを現物交付
申請方法	認定結果発表後に、交付申請書を対象事業所に直接配布します。
注意点	ステッカーの現物助成の為、自社で発注したステッカー代の助成（助成金の交付）ではありません。

令和7年度安全性評価事業認定促進助成事業実施要領

令和7年3月17日

公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

2025年度の安全性評価事業において安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 予算

350千円

3. 助成枚数

交付するGマークステッカーは、交付申請時における認定事業所の届出車両数を限度に交付する。

4. 申請期間

認定公表日から2週間

5. 申請要領について

事業者は、認定を受けた時は速やかに下記書類を提出すること。なお、複数の営業所が認定を受けた事業者は、営業所毎に交付申請を行うものとする。

- ・安全性評価事業認定促進助成事業交付申請書

6. 交付要綱

安全性評価事業認定促進助成事業実施要綱を別に定める

安全性評価事業認定促進助成事業実施要綱

平成20年5月12日 制定

平成31年3月19日最終改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長崎県トラック協会（以下「長ト協」という。）の会員事業者が、貨物自動車運送事業安全性評価事業において安全性優良事業所の認定を取得又は更新した場合、車両等に貼付するステッカーを交付し、評価制度及び取得事業者に対する認知度の向上、安全対策を推進することを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象は、原則として安全対策の推進に努める長ト協の会員事業者に対し、助成する。
2 ただし、会費の滞納がないこと。

(交付枚数)

第 3 条 交付するGマークステッカーは、交付申請時における認定事業所の届出車両数を限度に交付する。

(交付申請)

第 4 条 会員事業者は、認定を受けた時は速やかに様式1の「安全性評価事業認定促進助成事業交付申請書」により、協会長に対してステッカーの交付を求める。
2 複数の営業所が認定を受けた事業者は、営業所毎に交付申請を行うものとする。

(交付)

第 5 条 長ト協は、前条の「安全性評価事業認定促進助成事業交付申請書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めたときは会員事業者に対して交付する。

(その他必要な事項)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、助成の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(雑則)

第 7 条 長ト協は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(附則) (平成20年5月12日)

第 1 条 本要綱は平成20年4月1日より施行する。

—省略—

(附則) (令和7年3月17日)

第 1 条 本要綱は令和7年4月1日より施行する。